

令和2年

第2回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年2月19日  
午前9時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第2回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年2月19日(水) 午前9時00分 開議

(第1日)

| 日 程   | 区 分    | 件 名   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会期決定  |
| 日程第 2 |        | 会議録承認   |
| 日程第 3 |        | 教育長事務報告   |
| 日程第 4 | 報告第1号  | 区域外就学の承認に関する件                                   |
| 日程第 5 | 報告第2号  | 体罰に係る実態把握に関する件                                  |
| 日程第 6 | 議案第1号  | 仁木町立学校ICT推進計画の策定に関する件                           |
| 日程第 7 | 議案第2号  | 令和2年度仁木町教育行政執行方針に関する件                           |
| 日程第 8 | 議案第3号  | 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)のうち、教育費に係る意見聴取に関する件(別冊) |
| 日程第 9 | 議案第4号  | ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件(別冊)   |
| 日程第10 | 議案第5号  | 令和2年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件(別冊)        |
| 日程第11 | 議案第6号  | 仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取に関する件(別冊)      |
| 日程第12 | 協議案第1号 | 当面する教育諸問題に関する件                                  |

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年1月23日(木)～2月19日(水)

- 1 令和2年第1回仁木町総合教育会議  
令和2年1月23日(木) 役場応接室  
＝概要＝
  - 付議事件 仁木町教育大綱について  
教育の諸課題について
  - 出席者 佐藤町長、加藤職務代理者、関井委員、関委員、渡委員、  
岩井教育長
  - 庶務(総務課) 林副町長、新見総務課長、本多総務係長
  - 補佐(教育委員会) 奈良次長、渡辺所長、濱田総務学校教育係長
  
- 2 令和元年度第2回仁木町学校経営研修会  
令和2年1月23日(木) 役場応接室  
＝概要＝
  - 各学校の教育活動状況(各学校の教頭から報告)
  - 出席者  
仁木小学校～渡邊校長、吉田教頭  
銀山小学校～荒木校長、作田教頭  
仁木中学校～相澤教頭  
銀山中学校～庵校長、久米教頭  
教育委員 ～加藤職務代理者、関井委員、関委員、渡委員、岩井教育長  
事務局 ～奈良次長、渡辺所長
  
- 3 学校経営研修会懇親会  
令和2年1月23日(木) ニッカ会館(余市町)  
＝概要＝
  - 開会の言葉(久米教頭)、祝辞(林副町長、岩井教育長)、乾杯(加藤職務代理者)、祝宴、乾杯(関委員)、閉会の言葉(久米教頭)
  
- 4 然別町内会「新年懇親会」  
令和2年1月26日(日) 然別生活館  
＝概要＝

- 開会、挨拶（渡会長）、来賓祝辞（佐藤町長）、来賓紹介（佐藤町長、横関議長、岩井教育長、川村局長）、祝杯（横関議長）、祝宴、余興（カラオケ、ビンゴ）、乾杯（岩井教育長）、閉会

5 令和元年度仁木町議会議員会主催懇談会

令和2年1月27日（月）～28日（火）札幌市 伯や別邸

＝概要＝

- 開会（佐藤理事）、挨拶（嶋田議員会長）、ご挨拶（横関議長、佐藤町長）、乾杯（林副町長）、懇談、結び（野崎議会運営委員長）、閉会

6 令和2年度仁木町陶芸愛好会総会

令和2年1月28日（火）町民センター和室 会員13名出席

＝概要＝

- 開会、会長挨拶（関井会長）、来賓紹介及び挨拶（岩井教育長、佐藤主任、清崎主事）、議長選出、報告事項：令和元年度事業報告・収支決算報告・監査報告、その他、議事：報告事項の承認、令和2年度事業計画（案）・収支予算（案）、役員改選（新会長 尾島洋子氏）その他、閉会

7 議会全員協議会

令和2年1月31日（金）役場委員会室

＝概要＝

- 仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に関する件
- 北後志衛生センターし尿処理施設の更新に関する件
- 仁木町学校教育基本方針の進捗状況に関する件

8 三世代交流ふれあい教室

令和2年2月1日（土）町民センター及び保健センター

＝概要＝

- 工作、昔の遊び、餅つき、ジャンボかるた
- 参加者：小学生（12名）、一般参加（5名）、子ども会育成連絡協議会、教育委員会 総勢22名

9 令和元年度第2回定例監査

令和2年2月4日（火）～6日（木）議会委員会室

＝概要＝

○ 地域おこし協力隊について

○ 債権の管理について（教育委員会関係～奨学金返還金）

10 令和2年度当初小中学校教職員人事協議

令和2年2月5日（水）後志教育局

＝概要＝

○ 一般教職員人事

後志教育局：青山企画総務課長、佐々木係長、島山主事、藤川主事

11 令和元年度北海道原子力防災訓練

令和2年2月6日（木）会議室2

＝概要＝

○ 北海道電力網泊発電所事故を想定した原子力防災訓練

○ 参加者：町長、教育長、各課長、次長、局長

12 令和2年度銀山女性の会定期総会

令和2年2月11日（火）レストランふれあい

＝概要＝

○ 開会のことば、会長挨拶（大洞会長）、物故者に黙祷、来賓挨拶（佐藤町長、宮本副議長）、来賓紹介（佐藤町長、宮本副議長、野崎議員、荒木校長、庵校長、大野郵便局長、藤根巡查部長、渡辺園長、岩井教育長）、議長選出（加藤会員）、議事～令和元年度事業報告、収支決算報告、監査報告、令和2年度事業計画案、収支予算案、役員改選（大洞会長留任）、議長解任、閉会のことば

13 定例校長会

令和2年2月13日（木）役場応接室

＝概要＝

○ 教育長挨拶（示達事項含む）

・ 令和2年度教職員人事について

・ 令和2年度仁木町教育行政執行方針（原案）について

- 教育委員会指導・伝達事項
  - ・令和2年度仁木町教育行政執行方針（原案）について
  - ・退職校長を囲む会の送迎について
  - ・学校給食費の改定について
  - ・学校給食に係るアレルギー調査について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
  - (1) 学校経営上の諸問題
  - (2) 教育課程の適切な管理・実施と令和2年度へ向けた取組について
  - (3) 学校職員評価について
  - (4) 三者送別会について（予定）
    - 3月20日（金）場所未定
  - (5) その他
    - 「退職校長を囲む会」について
    - 2月15日（土）16:00～ ホテル第一会館
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
  - 次回校長会 3月5日（木）9:30～ 役場会議室2

14 令和元年度仁木町特別支援教育連携協議会

令和2年2月14日（金）役場会議室2

＝概要＝

- 報告事項（各学校特別支援学級等の状況、各種会議の開催状況、北後志特別支援教育連携協議会判定結果等）、協議事項（令和2年度就学予定児童生徒、令和2年度特別支援学級在籍予定児童生徒等、その他）
- 出席者 岩井教育長、渡邊仁木小校長、荒木銀山中校長、斎藤仁木中校長、庵銀山中校長、菅銀山へき地保育所所長、岩佐ほけん課長、寺尾住民課おもいやり係長、奈良教育委員会次長、濱田総務学校教育係長、中村主事

15 令和元年度退職校長を囲む会

令和2年2月15日（土）ホテル第一会館

＝概要＝

- 退職校長～新井余市黒川小校長、飯田ニセコ小校長、梶野俱知安小校長、

加藤留寿都小校長、佐藤共和北辰小校長、島俱知安北陽小校長、廣崎共和東陽小校長、小中赤井川中校長、小林京極中校長、森ニセコ中校長（以上10名）

- 退職校長入場、開会の言葉、主催者挨拶（橋本後志小中学校校長会長）、来賓挨拶（櫻井後志教育局長、菊池教育長部会長）、感謝状・記念品贈呈、退職校長挨拶、祝杯（内山教育長部会副部会長）、歓談、乾杯（西村後志教育局次長）、返礼（佐藤校長）、閉会の言葉、退職校長退場

#### 16 銀山中学校授業参観

令和2年2月17日（月）同校

＝概要＝

- 1年生 ～ 数学（山室教諭、田中T）
- 2年生 ～ 理科（秋山教諭）
- 3年生 ～ 道徳（中川教諭、岩崎T、藤原T）
- 支援学級1 ～ 国語（川内教諭）

#### 17 第18回教育長杯室内パークゴルフ大会

令和2年2月19日（水）山村開発センター 名参加

＝概要＝

- 開会、優勝杯返還、会長あいさつ（藤田会長）、激励のことば（岩井教育長）、注意事項説明、閉会

日程第 4

報告第 1 号

区域外就学の承認に関する件について

このことについて、別紙のとおり承認したので、報告します。

令和2年2月19日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

日程第 5

報告第 2 号

体罰に係る実態把握に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和2年2月19日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

体罰に係る実態把握について (通知)

このことについては、昨年度実施した体罰に係る実態把握のための調査において新たに判明した1件を含む14件の体罰を把握したことを受け、令和元年(2019年)6月12日付け教職第492号により、当該調査結果を通知するとともに、体罰防止に向けた取組をより一層推進するよう通知したところですが、その後も依然として体罰事故が発生しており、大変憂慮すべき状況となっています。

このため、体罰事故の実態の把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的に、今年度も、教職員や児童生徒、保護者等に対し、別添実施要領に基づき、体罰に関する実態把握のための調査を実施することとしました。

なお、調査に当たっては、次の事項及び別添留意事項等に留意の上、期日までに報告くださるよう、お願いします。

記

1 提出様式

- (1) 事故報告書(速報)
- (2) 「体罰に係る実態把握」様式6集計表
- (3) 様式6「体罰に関する実態把握報告書」※ 不適切な指導に該当すると判断した事案のみ提出
- (4) 様式A「体罰に係る実態把握集計表」
- (5) 様式C「外部指導者等の状況に関する調査報告書」
- (6) 様式D「外部指導者等の状況に関する調査報告書(暴力が確認されなかった事案)」

2 提出期日

令和2年(2020年)2月14日(金)(必着)

3 提出先

所管の教育局

4 その他

- (1) 市町村立高等学校(全日制)の教職員についても対象としているので、御協力をお願いします。
- (2) 体罰に係る該当の有無の判断は、平成25年(2013年)3月27日付け教生学第968号教育長通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の別添文部科学省初等中等教育局長通知により適切に行ってください。
- (3) 調査票の配布に当たっては、本調査の目的について説明するとともに、本調査の記入内容は、調査の目的以外に使用されないことを必ず説明してください。  
また、教職員に対しては、上記(2)により体罰行為について十分説明するとともに、未回答のないよう指導してください。特に、教職員用調査票(様式1-1-1)及び学校用調査票(様式1-1-2)については、質問項目が裏面もあるので、留意してください。
- (4) 調査票の回収に当たっては、プライバシー保護に十分配慮するとともに、原則として管理職が回収を行うこととしていますので留意してください。
- (5) 今年度は、児童生徒調査及び保護者調査については、「該当あり」の場合は調査票を入れた封筒を、「該当なし」の場合は空の封筒を提出することとしていることに留意してください。
- (6) 調査の目的や実施方法等について、児童生徒や保護者から問い合わせがあった場合には、管理職において適切に対応することとし、児童生徒や保護者が回答や提出に際して不安感をもつことのないよう、十分配慮してください。
- (7) 学校から提出された様式6「体罰に関する実態把握報告書」について、「不適切な指導」に該当すると判断した事案に限り、教育局に報告することとしていますので留意してください。

(教職員局教職員課サービス管理グループ)  
(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)  
(学校教育局義務教育課義務教育グループ)  
(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)  
(学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ)  
(学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導・学校安全グループ)  
(学校教育局教育環境支援課部活動対策推進グループ)

## 1 目的

教職員に対し、体罰は決して許されない行為であることを改めて認識させるとともに、児童生徒の生命・身体を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる、よりよい教育環境を構築するため、体罰の実態把握を行うもの。

## 2 実施方法

教職員、児童生徒、保護者等に対し、調査票による体罰に関する調査を実施し、調査結果を基に、体罰の実態把握を行う。

## 3 調査対象

令和元年度(2019年度)に発生したもの。(既に、事故報告書(速報)を提出しているものは除く。)

## 4 教職員等調査、保護者及び児童生徒調査

## (1) 調査対象(札幌市立学校を除く。)

## ア 教職員等

- ① 市町村立小・中学校、義務教育学校、高等学校の教職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(非常勤の者を含む。)、実習助手及び寄宿舎指導員)
- ② スクールカウンセラー(道教委又は市町村教委が配置している学校及び緊急派遣などで派遣され相談等が実施された学校において実施)

## イ 保護者

市町村立小・中学校、義務教育学校及び高等学校の保護者

## ウ 児童生徒

市町村立小・中学校、義務教育学校及び高等学校の児童生徒

## (2) 調査票の種類

## ア 教職員等

- ① 教職員用調査票(様式1-1-1)
- ② 学校用調査票(様式1-1-2)
- ③ スクールカウンセラー用調査票(様式1-2)

## イ 保護者

- ① 市町村立小学校・義務教育学校(前期課程)用調査票(様式2-2)
- ② 市町村立中学校・義務教育学校(後期課程)・高等学校用調査票(様式3-2)

## ウ 生徒

市町村立中学校・義務教育学校(後期課程)・高等学校用調査票(様式3-3)

## 5 調査手順(別添資料「体罰に係る実態把握実施」の流れ参照)

## (1) 調査票の送付

ア 教育局は、市町村教育委員会に、調査票の電子データをメール送信する。

イ 各市町村教育委員会は、保護者あて文書及び調査票に市町村教育委員会名及び問い合わせ先、締め切り日を記入し、所管の学校に、調査票の電子データをメール送信する。なお、市町村立高等学校(全日制)については、様式3-1、3-3内の「北海道教育委員会」の文字をはずし送付する。

## (2) 教職員等調査

ア 各学校は、全ての教職員に調査票を配布、教職員は校長に提出する。

教職員用調査票については、裏面にも調査項目があるので、必ず回答すること。

学校用調査票については、校長が必ず回答すること。

イ 管理職は、該当する場合は、スクールカウンセラーに聞き取り、又は調査票を郵送するなどの方法により、内容を把握する。

ウ 管理職は、提出のあった教職員用調査票に体罰に該当すると考えられる、又は体罰が疑われる事案があった場合は、当該教職員等に事実関係を確認するなど、詳細に調査を実施する。

エ 校長は自己の調査票、教職員用調査票、学校用調査票及びスクールカウンセラー用調査票の写しを保管の上、様式A「体罰に係る実態把握集計表」(以下「様式A」という。)を添付し、市町村教育委員会へ本票を送付する。

### (3) 児童生徒調査、保護者調査

ア 両調査のうち、児童生徒調査は、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校においては、調査票により実施する。小学校、義務教育学校（前期課程）の児童には直接調査をせず、保護者を介して確認する。また、特別支援学級においては、児童生徒の実態に応じて校長が判断し適切に実施する。

イ 各学校は、生徒用調査票及び保護者用調査票を印刷し、調査票と提出用封筒を児童生徒及び保護者に配布する。なお、提出用封筒は、各学校の封筒等を使用するものとし、生徒用及び保護者用をそれぞれ用意することとする。

ウ 調査の実施は次のとおりとする。

(7) 小学校、義務教育学校（前期課程）は、保護者が自宅で児童とともに回答後、「該当がある」場合は調査票を入れた封筒を、「該当がない」場合は調査票を入れない空の封筒を、厳封の上、児童を通して学校に提出する。

(4) 中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校は、生徒と保護者が自宅でそれぞれ回答後、別々の封筒を使用し、「該当がある」場合は調査票を入れた封筒を、「該当がない」場合は調査票を入れない空の封筒を、それぞれ別々に、厳封の上、生徒を通して学校に提出する。  
なお、下宿・寮等の場合は、保護者に郵送するなどして実施する。

(7) 特別支援学級は、各校種の実施方法に準じて実施することを原則とするが、各学校において児童生徒の障がいの種類や程度等に応じて、点字用の調査用紙を作成したり、他校種の実施方法によったりするなどの配慮の上、実施すること。保護者調査についても、児童生徒の障がいの種類や程度等に応じて様式5-1及び様式5-2-1～5-2-3中の文言を参考にして使用するなどの配慮の上実施すること。

エ 調査票の回収は、原則として管理職が行うこと。（例えば、校長室や事務室などに回収箱を設置する、登校時間帯に児童生徒玄関に回収箱を設置し、管理職がその場にいるなどの方法が考えられる。）

オ 各学校は、回収した封筒の数量を確認し、封をしたまま全校分を取りまとめ、様式Aを添付し、市町村教育委員会へ提出する。

### 6 調査後の流れ（別添資料「体罰に係る実態把握」実施の流れ参照）

(1) 市町村教育委員会は、学校から送付された封筒の数量を確認の上、開封し、生徒用調査票及び保護者用調査票の内容を点検する。なお、開封の際は、調査票が入った封筒と空の封筒が混在していることに注意すること。

(2) 教職員用調査票及びスクールカウンセラー用調査票と生徒用調査票及び保護者用調査票との内容を突合し、体罰に該当すると考えられる、又は体罰が疑われる事案があった場合は、当該学校の校長あて親展で調査票のコピーを送付し、詳細に調査するよう指示する。

(3) 市町村教育委員会は、教育局にも調査票のコピーを送付し、情報提供する。

(4) 当該学校は、市町村教育委員会から調査の指示があった事案について、関係教職員、保護者、児童生徒等に事実関係を確認するなど詳細に調査を実施する。

(5) 当該学校は、調査結果を市町村教育委員会に報告する。

(6) 市町村教育委員会は、調査結果を教育局に報告する。

ア 市町村教育委員会が体罰に該当すると判断した場合は、事故報告書（速報）を教育局に提出する。

イ 市町村教育委員会が体罰に該当しないと判断しようとする場合は、当該学校に対し、報告内容を直接確認し、体罰に該当しないと判断した場合は、当該学校から様式6を提出させる。

また、各学校分の様式6を取りまとめた様式6集計表を作成し、不適切な指導に該当すると判断した事案の様式6を添付の上、教育局に報告する。

ウ 市町村教育委員会は、様式Aを作成し、教育局に報告する。

(7) 教育局は、管内市町村教育委員会分を取りまとめの上、様式6集計表及び様式B「体罰に係る実態把握集計表（教育局集計用）」により管内集計を行い、本庁教職員課に報告する。

(8) (6)のイ、ウ及び(7)において、調査項目の集計漏れなどが無いよう留意すること。

### 7 結果の公表

実態把握の結果については、全道分を取りまとめ、公表する予定である。

## 8 実施スケジュール（標準）

本庁から教育局への実施通知の発出、教育局への報告及び教育局から本庁への調査結果の提出日以外は、標準的なスケジュールとして示したものであるため、各市町村教育委員会、学校は実態に合わせて適宜設定すること。

| 日程  | 本庁<br>教育局           | 市町村教育委員会                                     | 市町村立学校   |   |
|-----|---------------------|--|--|---|
| 12月 | 13日（金）              | 本庁は、調査実施通知を教育局に発出                            |  |   |
|     | 16日（月）まで            | 教育局は、調査票を市町村教委へ送付                            |  |   |
|     | 18日（水）まで            |  | 調査票を各学校へ送付   | 教職員等調査票を教職員等に配布                               |
|     | 終業式まで               |  |  | 調査票を児童生徒、保護者に配布                               |
|     | 24日（火）まで            |  |  | 学校用調査票を記入<br>教職員等調査票を回収                       |
| 1月  | 冬季休業期間中             |  |  | 関係教職員等に事実確認                                   |
|     | 20日（月）まで            |  |  | 児童生徒、保護者用調査票を回収し、未開封のまま、教職員等調査票とともに市町村教委へ送付   |
|     | 27日（月）まで            |  | 学校から送付された封筒を開封し、調査票の内容を点検の上、<br>①学校に該当調査票のコピーを送付、調査指示<br>②教育局に該当調査票のコピーを送付 |   |
| 2月  | 7日（金）まで             |  |  | 学校は、関係教職員、児童生徒、保護者等に事実確認の上、市町村教委に調査結果報告       |
|     | 14日（金）まで            |  | 教育局に調査結果報告   |   |
|     | 21日（金）まで            | 教育局は、調査結果を本庁に報告                              |  |   |
| 3月  | 6日（金）まで             | ・本庁は、調査結果を確認し、教育局に再調査指示<br>・教育局は、市町村教委に再調査指示 | 教育局から再調査の指示のあった事案について、学校に指示  |   |
|     | 13日（金）まで            | 教育局は、市町村教委からの再調査結果を本庁に報告                     | 市町村立学校からの再調査結果を教育局に報告  | 市町村教委から再調査の指示のあった事案について、事実確認を行い、その結果を市町村教委に報告 |
|     | 27日（金）まで            | 本庁は、調査結果を集計                                  |  |   |
| 5月  | 教育委員会、文教委員会に調査結果を報告 |  |  |   |

なお、体罰に該当すると判断した、又は、疑いがある事案において、次に該当する場合は、調査結果の報告期限を待たず、速やかに連絡してください。

- 1 事故者又は校長が年度内に退職する予定や可能性がある場合（定年、期限付き、再任用、自己都合退職等）
- 2 事故者が過去に体罰により懲戒処分を受けている場合（その予定を含む）
- 3 校長が現任校の在職中に既に体罰事故の発生がある場合

1 該当質問項目

(1) 教職員用調査票（様式1-1-1）

・質問項目5「平成31年4月以降、自分以外の者が児童生徒に対して体罰や暴力等を行っているのを見たことがありますか。」

(2) 市町村立中学校・義務教育学校（後期課程）・高等学校生徒用調査票（様式3-3）

・質問項目2「平成31年4月以降、部活動中に「あなたの学校の先生」以外の人（事務職員など学校職員を含みます。）から、暴力をふるわれたことや、他の生徒が暴力をふるわれているところを見たことがある場合は、該当するものに○を付けるか、具体的に記載してください。」

2 調査後の取扱いの流れ

(1) 市町村教育委員会は、教職員用調査票及び生徒用調査票の該当質問項目の内容を点検し、外部指導者（部活動指導員を含む。以下同じ。）による暴力が「ある」との回答があった場合は、当該学校長あて調査票のコピーを送付し、詳細に調査するよう指示する。その際、教職員による体罰調査と混同しないよう右上に「C」と朱書きし、教職員の体罰調査の調査票と区別して送付すること。また、教職員による体罰調査と外部指導者の状況に関する調査のどちらにも該当する場合についても、それぞれ送付すること。

(2) 市町村教育委員会は、教育局にも調査票のコピーを送付し、情報提供する。

(3) 当該学校長は、市町村教育委員会から調査の指示があった事案について、関係教職員及び外部指導者、生徒等に事実関係を確認するなど詳細に調査を実施すること。

(4) 当該学校長は、次により調査結果等を市町村教育委員会に報告すること。

ア 暴力が確認された場合は、調査結果を様式Cにより報告すること。

イ 暴力が確認されなかった場合は、様式Dによりその理由等を報告すること。

ウ 市町村教育委員会は、学校から提出された報告書の内容を確認するとともに、様式C及び様式Dにより教育局を経由して本庁健康・体育課に報告すること。

3 結果の公表

実態把握の結果については、全道分を取りまとめ、公表する予定である。

4 取扱いスケジュール（標準）

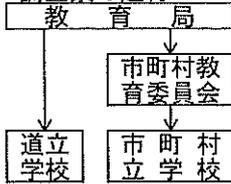
別紙1「体罰に係る実態把握」実施要領〈市町村立学校〉の「8 実施スケジュール（標準）」と同様とする。

(別添資料)

「体罰に係る実態把握」実施の流れ

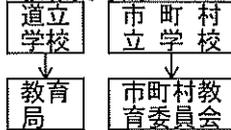
1 教職員等調査、児童生徒調査及び保護者調査

(1) 調査票の送付



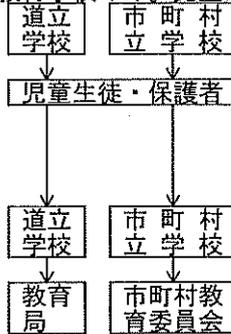
- ① 教育局は、道立学校及び市町村教育委員会に、教職員用調査票、学校用調査票、スクールカウンセラー用調査票、生徒用調査票及び保護者用調査票の電子データを送信。
- ② 市町村教育委員会は、所管の学校に、教職員用調査票、学校用調査票、生徒用調査票及び保護者用調査票の電子データを送信。

(2) 教職員等調査



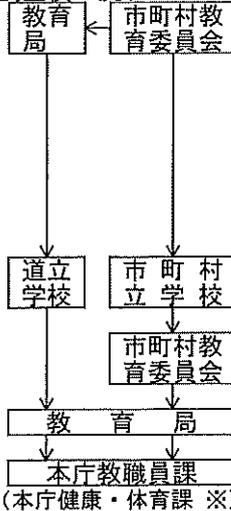
- ① 学校は、全ての教職員に調査票を配布、教職員は校長に提出。  
教職員用調査票については、裏面の調査項目も必ず回答すること。  
学校用調査票については、校長のみが必ず回答すること。
- ② 校長は、提出のあった調査票に体罰に該当すると考えられる又は体罰の疑いがある事案があった場合は、当該教職員等に事実関係を確認するなど、詳細に調査を実施。
- ③ 校長は、自身分を含め、教職員用調査票、学校用調査票、スクールカウンセラー用調査票を取りまとめ、写しを保管の上、道立学校は教育局へ、市町村立学校は市町村教育委員会へ本票を送付。

(3) 児童生徒調査及び保護者調査〔生徒用調査票は、中学校・義務教育学校（後期課程）・高校・中等教育学校のみ。児童は保護者と回答。〕



- ① 学校は、生徒用調査票及び保護者用調査票を印刷し、調査票と提出用封筒を児童生徒及び保護者に配布（提出用封筒は生徒用及び保護者用をそれぞれ別々に用意する。）
- ②-1 小学校、義務教育学校（前期課程）は、保護者が自宅で回答後、「該当がある」場合は調査票を入れた封筒を、「該当がない」場合は調査票を入れない空の封筒を、厳封の上、児童を通して学校に提出。
- ②-2 中学校、義務教育学校（後期課程）、高校、中等教育学校は、生徒と保護者が自宅でそれぞれ回答後、別々の封筒を使用し、「該当がある」場合は調査票を入れた封筒を、「該当がない」場合は調査票を入れない空の封筒を、それぞれ別々に、厳封の上、生徒を通して学校に提出。（下宿・寮等の場合は、保護者に郵送するなどして実施。）
- ②-3 特別支援学校は、児童生徒の実態を踏まえ、各校種に準じて実施。
- ③ 学校は、管理職が封筒を回収し、封筒の数量を確認の上、封をしたまま全校分を取りまとめ、道立学校は教育局へ、市町村立学校は市町村教育委員会へ提出。

2 調査後の流れ



- ① 教育局及び市町村教育委員会は、学校から送付された封筒の数量を確認の上開封し、生徒用調査票及び保護者用調査票の内容を点検。
- ② 上記①の結果と上記1の(2)の結果とを突合し、体罰に該当すると考えられる又は体罰の疑いがある事案があった場合、当該学校の校長あて親展で調査票のコピーを送付し、詳細に調査するよう指示。
- ③ 市町村教育委員会は、上記②の事案について、教育局に調査票のコピーを送付し、情報提供。
- ④ 当該学校は、教育局又は市町村教育委員会から調査指示のあった事案について、関係教職員、児童生徒、保護者等に事実関係を確認。
- ⑤ 当該学校は、上記④の結果を教育局又は市町村教育委員会に報告。  
ア 道立学校・市町村教育委員会が体罰に該当すると判断した場合は、事故報告書（速報）を提出。  
イ 道立学校が体罰に該当しないと判断した場合は、様式6集計表及び様式6により教育局を経由して本庁教職員課に報告。  
ウ 市町村教育委員会が体罰に該当しないと判断しようとする場合は、当該学校に対し、報告内容を直接確認し、体罰に該当しないと判断した場合は、様式6集計表に不適切な指導に該当すると判断した様式6を添付の上、教育局を経由して本庁教職員課に報告。

※ 外部指導者等の状況に関する調査項目についても、上記「2 調査後の流れ」に準じて実施すること。

## 体罰に関する調査票（教職員用）

平成30年度において実施した体罰に係る実態把握の調査では、アンケート調査を実施し、既に把握していたものを合わせて14件の体罰が確認されたところであり、依然として体罰事故が後を絶たない憂慮すべき事態となっています。

体罰は、学校教育法で厳に禁止されており、どのような理由があつたとしても、絶対に許されないことです。この調査は、体罰は決して許されない行為であることを改めて認識するとともに、児童生徒の生命・身体を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる、よりよい教育環境を構築するため、体罰の実態把握を行うことを目的に実施するものですので、下記の「懲戒と体罰の区別について」を参照の上、事実に基づき回答されるよう、お願いします。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」平成25年3月27日付け教育長通知による懲戒と体罰の区別について

○ 懲戒と体罰の区別について

懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

次の質問にお答えの上、校長が指定する方法で提出してください。

1 平成31年4月以降、あなたは、児童生徒に対して、体罰を行ったことがありますか。

ア ある イ ない

2 上記1で「ア」と答えた場合、次の質問に答えてください。

(1) その体罰は、誰に対して行ったものですか。複数ある場合は、全てお答え下さい。

( )年( )組の( )

(2) その体罰は、いつ頃ですか。

( )月頃

(3) その体罰は、どのような場面で行いましたか。

ア 授業中 イ 部活動中 ウ その他( )

(4) その体罰は、どのようなものですか。

ア 平手で叩く イ 拳で殴る ウ 棒や用具などで殴る

エ 足で蹴る オ 投げる、転倒させる

カ 長時間にわたって正座をさせる キ その他( )

3 平成31年4月以降、児童生徒に対して、体罰ではないかと受け止められかねない行為をしたことがありますか。

ア ある イ ない

4 上記3で「ア」と答えた場合、次の質問に答えてください。

(1) その行為は、誰に対して行ったものですか。複数ある場合は、全てお答え下さい。

( )年( )組の( )

(2) その行為は、いつ頃ですか。

( )月頃

(3) その行為は、どのような場面で行いましたか。

ア 授業中 イ 部活動中 ウ その他( )

(4) その行為は、どのようなものですか。具体的にお答え下さい。

[ ]

5 平成31年4月以降、自分以外の者が児童生徒に対して体罰や暴力等を行っているのを見たことがありますか。

ア ある[他の教職員、外部指導者(部活動指導員を含む。)、卒業生(OB)、その他( )]

イ ない

(裏面も回答してください。) ↓

6 あなたは、平成31年4月以降、体罰防止に関する取組等（学校として行った校内研修や取組を除きます。）を行ったことがありますか。

ア ある イ ない

「体罰防止に関する取組等」とは、次のようなものが含まれます。

○ 考え方

- ・ 他の学校の職員と合同で行うものや、自主的に職員が共同又は個人で行うもの。
- ・ 校長会や市町村教育委員会、民間団体などが主催する体罰防止の研修会への参加
- ・ 内容は、体罰のみを対象としたものに限定されず、生徒指導や服務に関する研修や取組等の中で体罰防止について取り上げたもの。
- ・ 次に掲げるものはあくまで例であって、これらに限定されません。

(例)

- ・ 資料を用いた職員同士の研修の実施
- ・ 図書館等での体罰によらない生徒指導に関する自主研究
- ・ 校長会や市町村教育委員会などが主催する体罰防止の研修会への参加
- ・ 民間団体が主催する体罰防止の研修会への参加
- ・ スクールカウンセラーを講師とした講演会等への参加 など

7 指導の場面で、感情的になることで児童生徒への対応に問題となる事例が少なからず発生しています。怒りへの効果的な対処として、一定の秒数を数える、間をおくため深呼吸するなど、緊張状況からリラックスできる方法を身に付けることが大切です。

このように自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法をアンガーマネジメントといいます。あなたは、「アンガーマネジメント」という言葉を知っていますか。

ア はい イ いいえ

8 上記7で「ア」と答えた場合、次の質問に教えてください。

日頃から、「アンガーマネジメント」を意識しながら、児童生徒を指導していますか。

ア はい イ いいえ

9 体罰事故を決して起こすことのないよう、体罰に対する認識を確認するため、セルフチェックをしてください。

次に記載の内容について、体罰に該当する、あるいは不適切な対応であると思うものの口に×を付してください。

- ア 体育・保健体育の授業中、危険な行為をした児童生徒の背中を足で踏みつけた。
- イ 立ち歩きの多い児童生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせた。
- ウ 別室指導のため、給食の時間を含めて児童生徒を長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さなかった。
- エ 授業中に鉛筆で遊んでいたため授業に集中するよう繰り返し注意したが、遊びをやめなかったため、右の拳で頭頂部を1回叩いた。
- オ 生徒指導中に児童生徒の胸ぐらを掴み、背中を教室の扉に押しつけた後、児童生徒の足を払い、倒した。
- カ 部活動の練習試合中に児童生徒のえり首を掴んだまま、体育館の壁際まで追い込んだ後、児童生徒の顎を持ち上げた際、児童生徒の頭が壁に当たった。
- キ 児童生徒を指導中、児童生徒にプラスチック製ケースを投げつけ、肘に当たるとともに、顎から首にかかる部分を数秒間押さえ付けた。
- ク 特別な支援が必要な生徒が友人と同様のトラブルを繰り返していることに感情的になり、バインダーの平面部で頭頂部を20cmくらいの高さから叩いた。
- ケ 指導中に感情的になり児童生徒の側頭部を平手で1回叩いたが、児童生徒本人やその保護者に謝罪し理解を得られたので、校長等に報告しなかった。

令和 年 月 日

学校

職・氏名

保護者の皆様へ（市町村立小学校・義務教育学校前期課程）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、例えば児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたりするなどの懲戒を行うことができますが、学校教育法において、体罰を加えることはできないとされています。教育委員会では、先に平成30年度中に発生した体罰の実態を把握するため、アンケート調査を実施し、その結果、既に把握していたものを合わせて全道で14件の体罰を確認しました。この結果を受け、教職員の体罰防止に向けて研修を行うなど、教職員に対する指導の徹底に努めているところですが、令和元年度においても依然として教職員による体罰が発生しており、極めて憂慮すべき状況にあると受け止めております。

このため、体罰をなくし、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにするため、お子さんや保護者の皆様を対象に、平成31年（2019年）4月以降における体罰に関する調査を行うこととしました。

本調査は、問題の性質上、お子さんが学校で回答することが難しい場合があると考えられますことから、ご家庭において保護者の皆様がお子さんに別添の質問票の内容について、確認しながら記入していただき、下の囲みにある方法で、お子さんを通じて1月20日（月）までに学校に提出していただきますようお願いいたします。

提出いただきました調査票は、教育委員会において開封及び確認を行います。また、回答いただいた内容について、必要な場合には、校長・教頭や教育委員会の職員が、今後の学校生活を送る上で不利益になることのないよう、プライバシーにも配慮しながら、お子さんや保護者の皆様から直接お話を聞き、明らかになった体罰については厳正に対応してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、本調査票で不明なことは、電話などで校長・教頭や教育委員会にご相談いただいても差し支えありません。また、万が一、提出後に発生した事案がありましたら、校長・教頭や教育委員会にご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

**【 体罰調査の提出について 】**

- 学校から配られた調査票を、保護者の皆様が確認をしてください。
  - 1 調査票に書かれた出来事がある場合は、
    - 調査票に記入し、学校から配布された封筒に入れ、封をしてください。
  - 2 調査票に書かれた出来事がない場合は、
    - 学校から配布された調査票を封筒に入れ、封をしてください。
- できあがった封筒を、お子さんを通じて、上記期日までに学校に提出してください。

封筒の提出はご面倒かもしれませんが、「体罰を受けた、見た」児童や保護者の方が、安心して学校に提出することができるようにしたいと考えておりますので、お手数ですが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



保護者の皆様へ（市町村立中学校・義務教育学校後期課程・高等学校）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、例えば児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたりするなどの懲戒を行うことができますが、学校教育法において、体罰を加えることはできないとされています。教育委員会では、先に平成30年度中に発生した体罰の実態を把握するため、アンケート調査を実施し、その結果、既に把握していたものを合わせて全道で14件の体罰を確認しました。この結果を受け、教職員の体罰防止に向けて研修を行うなど、教職員に対する指導の徹底に努めているところですが、令和元年度においても依然として教職員による体罰が発生しており、極めて憂慮すべき状況にあると受け止めております。

このため、体罰をなくし、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにするため、生徒や保護者の皆様を対象に、平成31年（2019年）4月以降における体罰に関する調査を行うこととしました。

本調査は、ご家庭において、生徒、保護者の皆様にそれぞれ確認していただき、下の囲みにある方法で、お子さんを通じて1月20日（月）までに学校に提出していただきますようお願いいたします。

提出いただきました調査票は、教育委員会において開封及び確認を行います。また、回答いただいた内容について、必要な場合には、校長・教頭や教育委員会の職員が、今後の学校生活を送る上で不利益になることのないよう、プライバシーにも配慮しながら、お子さんや保護者の皆様から直接お話を聞き、明らかになった体罰については厳正に対応してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、本調査で不明なことは、電話などで校長・教頭や教育委員会にご相談いただいても差し支えありません。また、万が一、提出後に発生した事案がありましたら、校長・教頭や教育委員会にご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。

### 【 体罰調査の提出について 】

- 学校から配られた調査票を、生徒、保護者の皆様が、それぞれで確認をしてください。
  - 1 調査票に書かれた出来事がある場合は、  
→ 調査票に記入し、学校から配布された封筒にそれぞれ別に入れ、封をしてください。
  - 2 調査票に書かれた出来事がない場合は、  
→ 学校から配布された封筒に何も入れず、封をしてください。
- できあがった封筒を、お子さんを通じて、上記期日までに学校に提出してください。

から空の封筒の提出はご面倒かもしれませんが、「体罰を受けた、見た」生徒や保護者の方が、安心して学校に提出することができるようにしたいと考えておりますので、お手数ですが、ご理解・ご協力をお願いします。

該当する出来事がある場合のみ、回答してください。

様式3-2

体罰に関する調査

立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_  
年 組 \_\_\_\_\_ 生徒氏名 \_\_\_\_\_  
保護者氏名 \_\_\_\_\_

体罰とは、学校の先生が生徒に対し、例えば、平手でたたく、こぶしで殴る、足で蹴るなどの身体に対する侵害や、正座や直立などの姿勢を長時間にわたって保持させる、指導中トイレに行くことを許さないなど、肉体的苦痛を与える行為をいいます。

学校においてこうした行為がなかったかどうか、以下の質問にお答えください。

ただし、授業中、教室内に起立させる、学校当番を多く割り当てる、立ち歩きの多い生徒を叱って席に着かせる、けんかや暴力行為を止めようとして身体を押さえるなどの行為は、体罰には該当しませんが、お子さんが受けた行為について、確認の上、ご回答願います。

平成31年4月以降、お子さんが、自校の教職員から体罰と思われる行為を受けたことがあるか、お子さんから、他の生徒が教職員から体罰と思われる行為を受けている場面を見たという話を聞いている場合のみ、次の1～3の質問にお答えください。

- 1 その行為は、誰に対して行われたものですか。該当するものすべてに○を付けてください。  
ア 自分の子ども      イ 自分の子ども以外
- 2 その行為があったのは、いつ頃のことですか。複数回の場合は、余白に記載してください。分からない場合は空欄のままにしてください。  
(      )月頃
- 3 その行為は、どのようなものでしたか。該当するものすべてに○を付けてください。  
ア 平手でたたく      イ こぶしで殴る      ウ 棒や用具などで殴る  
エ 足で蹴る      オ 投げる、転倒させる      カ 長時間にわたって正座をさせる  
キ その他 (      )

ご協力ありがとうございました。回答後は、本調査票を提出用封筒に入れ、しっかり封をした上で、お子さんを通じて1月20日(月)までに学校に提出してください。

なお、該当がない場合は、本調査票を入れず、空の封筒を、封をした上で提出してください。

回収方法は学校から連絡があります。

該当する出来事がある場合のみ、回答してください。

生徒の皆さんへ

教育委員会では、昨年12月から今年3月にかけて、体罰に関するアンケート調査を実施しました。その結果、既に把握していたものを合わせて全道で14件の体罰を確認しました。体罰は、決して許されない行為であり、教育委員会では、学校における体罰をなくし、生徒の皆さんが安心して学校生活を送ることができるよう、調査を実施することとしましたので、該当がある場合は、記入後、提出してください。

この調査票は、教育委員会において開封、確認します。また、回答内容について、必要な場合には、校長等や教育委員会の職員が、今後の学校生活を送る上で不利益になることのないよう、プライバシーにも配慮しながら、皆さんから直接お話を聞く場合がありますので、協力をお願いします。この調査票によらず、保護者の調査票で回答したり、校長や教育委員会に直接相談したりすることもできます。

もし、悩みがあつてつらいときには、どんなことでもかまいませんので、先生に相談するか、皆さんにカードを配付してお知らせしている「子ども相談支援センター」(0120-3882-56)に相談してください。(「子ども相談支援センター」は、いじめ以外の内容でも相談することができます。)

北海道教育委員会  
仁木町教育委員会

学校      年      組      氏名

体罰とは、学校の先生が生徒に対し、例えば、平手でたたく、こぶしで殴る、足で蹴るなどの身体に対する侵害や、正座や直立などの姿勢を長時間にわたって保持させる、指導中トイレに行くことを許さないなどの肉体的苦痛を与える行為をいいます。

ただし、授業中、教室内に起立させる、学校当番を多く割り当てる、立ち歩きの多い生徒を叱って席に着かせる、けんかや暴力行為を止めようとして身体を押さえるなどの行為は、体罰には該当しません。

1 平成31年4月以降、「あなたの学校の先生」から、体罰と思われる行為を受けたことがあるか、他の生徒が、先生から、体罰と思われる行為を受けているところを見たことがある場合のみ、次の(1)～(3)の質問に答えてください。

(1) その行為は、誰に対して行われたものですか。該当するものすべてに○を付けてください。

ア 自分      イ 自分以外の生徒

(2) その行為があつたのは、いつ頃のことですか。複数回の場合は、余白に記載してください。

分からない場合は空欄のままにしてください。

(      ) 月頃

(3) その行為は、どのようなものでしたか。該当するものすべてに○を付けてください。

ア 平手でたたく      イ こぶしで殴る      ウ 棒や用具などで殴る  
エ 足で蹴る      オ 投げる、転倒させる      カ 長時間にわたって正座をさせる  
キ その他(      )

2 平成31年4月以降、部活動中に「あなたの学校の先生」以外の人(事務職員など学校職員も含みます。)から、暴力をふるわれたことや、他の生徒が暴力をふるわれているところを見たことがある場合は、該当するものに○を付けるか、具体的に記載してください。

ア 外部指導者(部活動指導員を含む)      イ 卒業生(OB)      ウ その他(      )

ご協力ありがとうございました。回答後は、本調査票を提出用封筒に入れ、しっかり封をした上で、1月20日(月)までに学校に提出してください。

なお、該当がない場合は、本調査票を入れず、<sup>から</sup>空の封筒を、封をした上で、提出してください。

回収方法は学校から連絡があります。

日程第 6

議案第 1 号

仁木町立学校 I C T 推進計画の策定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

# 仁木町立学校 I C T 推進計画 (案)

令和2年2月

仁木町教育委員会

# 目 次

## 第1章 ICT整備計画

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | はじめに       | 1 |
| 2 | 国の動向       | 1 |
| 3 | 計画策定の背景    | 2 |
| 4 | 計画策定の目的    | 2 |
| 5 | 目指すべき姿     | 3 |
| 6 | 仁木町の現状     | 3 |
| 7 | GIGAスクール構想 | 4 |
| 8 | 整備方針       | 5 |
| 9 | 整備実績一覧     | 6 |

## 第2章 ICT活用計画

|   |    |   |
|---|----|---|
| 1 | 現状 | 7 |
| 2 | 課題 | 7 |
| 3 | 方針 | 7 |

## 第3章 教職員フォローアップ計画

|   |    |    |
|---|----|----|
| 1 | 現状 | 11 |
| 2 | 課題 | 11 |
| 3 | 方針 | 11 |

## 第1章 ICT整備計画

### 1 はじめに

近年の高度情報通信技術の急激な進展に伴い、社会のあらゆる分野での情報化、グローバル化が進んでおり、加えて急激な少子高齢化等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し続けています。デジタルネイティブと呼ばれる情報化の中で育っていくこれからの子供たちには、周囲の状況や環境の変化に適切かつ主体的に対応できる情報活用能力を身に着けることが極めて重要になってきます。

そのため、学校教育には子どもたちが21世紀を生き抜く力、学習・指導環境が求められます。学校教育におけるICTの活用は、新しい授業スタイルで教育の質を高め、子どもたちの学力を伸ばすとともに、校務の効率化による教職員の事務作業の軽減と子どもたちと向き合う時間の更なる確保を推進する有効なツールとして、また教職員の働き方改革の側面からも大いに期待され、今までにない変革を与える可能性を秘めています。

### 2 国の動向

文部科学省は平成23年4月に学校教育の情報化が目指すものとして「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」をとりまとめ、その中で①情報活用能力の育成、②教科指導における情報通信技術の活用、③校務の情報化の3つの側面から教育の質の向上を挙げました。

平成25年6月には、21世紀にふさわしい学校教育の実現を図るため、「第2期教育振興基本計画」(H25～H29)を策定し、「確かな学力を身に着けるための教育内容・方法の充実」を挙げ、その主な取組として「ICTの活用による新たな学びの推進」を明記しています。また、基本施策を「良質で質の高い学びを実現する教育環境の整備」とし、「教材と運教育環境の充実」を主な取組として具体的な整備目標を挙げており、平成29年度末時点において、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人を目指しています。さらに、目標とされる水準を達成するために「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」(H30～R4)を策定し、その基盤となるICT環境の整備推進を挙げ、5年間総額で9,025億円の地方財政措置が講じられています。

また、平成29年3月公示の新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現(アクティブラーニング)、外国語教育・道徳教育の充実等とともに、コンピュータ等を活用した学習活動の充実、プログラミング教育の実施等による情報活用能力の育成が示されています。

平成29年8月に第3期教育振興基本計画(H30～H34)を見越した、文部科学省「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議最終まとめ」においては、さらなるICT環境整備の在り方について検討がなされ、今後の学校におけるICT環境整備の在り方の検討にあたっては、ICT環境整備自体を目的化するのではなく、学校教育を通じて、どのような力を子どもたちに身に着けさせたいのかという観点から検討する必要があります。

### 3 計画策定の背景

より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本方針として、平成23年3月に策定された「仁木町第5期総合計画」(H23～R2)における「学校教育の推進」の中で、主な施策として「情報教育の推進」を挙げています。

目指すまちの姿の実現に向け、仁木町では平成18年度より順次、小中学校へのICT環境の整備を進め、平成18年度には38台、平成19年度には17台、平成21年度には109台の教育用コンピュータを更新し、積極的に環境整備を推進しているところです。

しかしながら、教育の情報化に必要なICTや校内無線LAN等の整備には多額の費用がかかり、さらには導入したICTの老朽化に伴う更改に要する費用も見込まなければならない等、計画的かつ効果的に整備する必要があるほか、整備するICTを有効に活用する方策も具体的に示す必要があります。こうしたことから、仁木町の教育情報化の現状と課題を踏まえ、教育の情報化を実現するための具体的な計画である「仁木町立学校ICT推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定することとなりました。

### 4 計画策定の目的

教育の情報化に必要なICT環境の整備には、多額の費用がかかるため短期間に整備するのは困難です。そのため、教育情報化の現状と課題をふまえ、導入目的、想定される効果、費用等様々な側面から検討して中長期的な導入計画を策定し、優先順位を付けて段階的に整備していくことになります。

ICTの効果的な導入や授業等への活用を克実に定着化させ、「教育の質」を高める各種取組が必要となってきます。推進計画では、中長期的なICT環境の整備計画を策定し、着実な実行をより現実的な計画とすることで、仁木町の子どもたちへ「生きる力」を育む特色ある教育の充実を目的とします。

## 5 目指すべき姿

新学習指導要領の実施に向け、文部科学省から示されている「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」の環境整備を早期に目指す必要があります。

### 学校におけるICT環境整備について

#### 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

#### 2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
  - 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
  - 大型提示装置・実物投影機 100%整備  
各普通教室1台、特別教室用として6台  
（実物投影機は、整備実施を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
  - 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
  - 統合型校務支援システム 100%整備
  - ICT支援員 4校に1人配置
  - 上記のほか、学習用ツール<sup>(\*)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (\*) ロープレソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



## 6 仁木町の現状（令和元年2月1日現在）

- (1) 学習者用コンピュータ（3クラスに1クラス分程度整備）  
状況：全ての学校で達成している。
- (2) 指導者用コンピュータ（授業を担当する教師1人1台）  
状況：全ての学校で達成している。
- (3) 大型提示装置・実物投影機（100%整備）  
状況：全ての学校で達成している。
- (4) インターネット及び無線LAN（100%整備）  
状況：全ての学校で達成できていないため、整備方針に基づき整備する。
- (5) 統合型校務支援システム（100%整備）  
状況：全ての学校で達成している。
- (6) ICT支援員（4校に1人配備）  
状況：全ての学校で達成できていないため、整備方針に基づき整備する。

## 7 GIGAスクール構想

GIGAスクール構想については、内閣官房及び3省（総務省、文部科学省、経済産業省）が連携して実施することとしており、ハード・ソフト・指導体制一体で全国各地での取組を加速化し、民間企業等からの支援・協力による、ハード・ソフト・指導体制の更なる充実が挙げられている。

### (1) ICT環境整備の抜本的充実

- ① 児童生徒1人1台コンピュータを実現  
（令和5年度までに小中全学年で達成）
- ② 高速大容量の通信ネットワーク  
（令和2年度までに全ての小・中・高校・特別支援学校等に完備）
- ③ 全国の自治体や学校が、より容易に、より効率的・効果的な調達ができるよう支援  
（都道府県レベルでの共同調達の推進、調達説明会の開催）

### (2) デジタルならではの学びの充実

- ① デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用を促進
- ② 各教科等ごとにICTを効果的に活用した学習活動の例を提示
- ③ AIドリルなど先端技術を活用した実証を充実

### (3) 日常的にICTを活用できる体制

- ① （独）教職員支援機構による、指導者養成研修の実施
- ② ICT活用教育アドバイザーによる各都道府県での説明会・ワークショップの開催
- ③ ICT支援員など企業等の多様な外部人材の活用促進

### (4) 今後の主な検討課題

- ① 教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上方策
- ② 先端技術の活用等を踏まえた年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学び
- ③ デジタル教科書の今後の在り方

## 8 整備方針

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）及びGIGAスクール構想を踏まえた今後整備が必要なICT等の整備方針は以下のとおりとする。

| 具体的取組                |                     | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度                | 令和<br>2年度                   | 令和<br>3年度        |
|----------------------|---------------------|------------|------------|--------------------------|-----------------------------|------------------|
| 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画 | 学習者用PC<br>(3クラスに1台) |            |            | 整備<br>・児童生徒数1/3<br>の台数整備 |                             |                  |
|                      | 指導者用PC              |            |            | 整備<br>・全学校の教師1<br>人1台整備  |                             |                  |
|                      | 無線LAN               |            |            |                          | 整備予定<br>・全学校に整備             |                  |
|                      | 校務支援システム            |            |            | 整備<br>・全学校に整備            |                             |                  |
| GIGAスクール構想           | ICT支援員              |            |            |                          |                             | 配置予定<br>・4校に1人配置 |
|                      | 1人1台PC<br>(3クラスに2台) |            |            |                          | 整備予定<br>・児童生徒数の<br>2/3の台数整備 |                  |

## 9 整備実績一覧

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）及びGIGAスクール構想を踏まえたICTの整備実績は以下のとおりである。

| 年度        | 事業名  | 事業内容   | 決算額        |
|-----------|--|--|------------|
|           | 取組内容   |  |            |
| 令和<br>元年度 | 令和元年度小中学校パ<br>ソコン更新業務（小学<br>校分）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育用及び校務用のPC等を整備</li> <li>・教育用PC48台、校務用PC18台</li> <li>・PC教室及び職員室に無線LAN環境を整備</li> <li>・プリンタ、L2スイッチ、NAS等</li> </ul> | 9,640,463円 |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者用PC</li> <li>・指導者用PC</li> </ul> |  |            |
| 令和<br>元年度 | 令和元年度小中学校パ<br>ソコン更新業務（中学<br>校分）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育用及び校務用のPC等を整備</li> <li>・教育用PC32台、校務用PC18台</li> <li>・プリンタ、L2スイッチ、NAS等</li> </ul>                                | 8,698,237円 |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者用PC</li> <li>・指導者用PC</li> </ul> |  |            |
| 令和<br>元年度 | 令和元年度校務支援シ<br>ステムソフト購入業務<br>（小学校分）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システムソフトを購入</li> </ul>  | 1,917,000円 |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システム</li> </ul>                |  |            |
| 令和<br>元年度 | 令和元年度校務支援シ<br>ステムソフト購入業務<br>（中学校分）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システムソフトを購入</li> </ul>  | 1,917,000円 |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システム</li> </ul>                |  |            |

## 第2章 ICT活用計画

### 1 現状

授業でのICTの活用は、ICTの操作が得意あるいはICTに興味のある特定の教職員の活用に留まり、全ての教職員による日常的な活用までには至っていないと考えられます。

### 2 課題

- (1) 日常的にICTを活用した授業を行うためのICT環境が、普通教室等に十分整備されていないため、PC教室へ移動することの手間や、全生徒が一斉にICT機器を活用するだけの台数が確保されていないことが活用の妨げとなっています。
- (2) 学習指導の効果を高めるICTの活用のためには、単に授業でICTを活用すれば教育効果が期待できるものではなく、ICTの活用の場面やタイミング、活用する上での創意工夫など、各教科等の目標を達成するための効果的なICTの活用が大切であり、このような効果的なICT活用の教育効果を実感している教職員は少ないと考えられます。
- (3) ICTを授業で活用する目的が明確でなければ、ICTの十分な活用効果が得られないという課題が考えられます。

### 3 方針

#### (1) 教科指導におけるICTの活用

##### ① 普通教室におけるICTの活用

##### ア 日常的なICTの活用と授業改善

- a 日常的にICTを活用して授業を行うことで、授業が改善され、教育の質の向上につながります。
- b ICTを活用するために特別な授業を行うのではなく、それぞれの教職員が経験を積み重ねて得られた普段の授業での指導力にICTの活用が組み込まれた授業展開を目指します。
- c 日常的なICTの活用を通して、教職員が自らの授業にICTを取り込み、ICTの活用の工夫のみならず、授業全体の改善を意識した取組を目指します。
- d これまでの授業で行われてきた板書とICTの特性を理解し、アナログとデジタルを融合させ併用することを目指します。

##### イ 一斉学習、個別学習、協働学習

授業における効果的なICTの活用を目指すためには、段階的な活用が大切です。

第一段階では、「一斉学習」の中で教職員自身がICTを活用し、ICT活用の効果を実感します。

次の段階では、児童生徒が活用する「個別学習」、更に教職員と児童生徒が活用する「協働学習」に発展させていきます。

また、「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」それぞれの学習場面を相互に組み合わせたり、アクティブ・ラーニングなどの新たな学習・指導方法にもICTの特徴を生かすことで、より分かりやすく理解が深まる授業が実現されます。

a 一斉学習（一斉指導による学び）

(a) 教科書や資料のポイントとなる部分を拡大提示したり、動画等の教材を使用したりすることで、児童生徒の興味関心を高めます。

(b) ICTの活用の基本は「大きく映す」ことであり、教職員がICT活用の第一歩として、分かりやすい授業を展開するために、一斉学習の中でICTを活用します。

(c) 必要とされるICTの環境：実物投影機、教師用情報端末

b 個別学習（児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学び）

(a) デジタルコンテンツ等の活用により、児童生徒が疑問について深く調べたり、自分に合った進度で学んだり、一人一人の理解やつまづきの状況に応じた課題に沿った学びを推進します。

(b) 必要とされるICTの環境：実物投影機、教師用情報端末、生徒用情報端末、無線LAN環境

c 協働学習（児童生徒同士が教え合い学び合う協働的な学び）

(a) 情報端末や実物投影機を活用し、授業で児童生徒がお互いの考え方の共有や吟味を行いつつ意見交換や発表を行うことで、お互いを高め合う学びを推進します。

(b) 必要とされるICTの環境：実物投影機、教師用情報端末、生徒用情報端末、無線LAN環境

ウ 特別教室におけるICTの活用

a 特別教室（理科室、体育館、音楽室、美術室、家庭科室、図書室等）では、実験、実習、作品などの拡大提示が有効な場面が多くあり、様々なものを拡大して見せることにより、児童生徒が授業の要点をよく理解できます。

b 教職員の実演の様子を実物投影機で大きく映しながら説明したり、児童生徒の実技の様子を撮影したものを投影し、修正点を視覚的に確認したりすることで、授業のねらいに沿った指導を行います。

c 必要とされるICTの環境：実物投影機、教師用情報端末、生徒用情報端末、無線LAN環境

エ デジタル教科書

a デジタル教科書とは、「デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの」であり、指導者用デジタル教科書の活用を推進します。

b 児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学び、児童生徒同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造していくために、今後、学習者用デジタル教科書の活用を検討します。

c 必要とされるICTの環境：教師用情報端末、生徒用情報端末、無線LAN環境

(2) 特別支援教育におけるICTの活用

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒にとってICTの活用の推進は、障がいを支援する手段としての活用やインターネットを通じた外部コミュニティへの参加など、積極的な社会参加につながります。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障がいの状態・種別や発達の段階等に応じてICTを活用することにより、学習上又は生活上の困難が改善・克服されるよう、指導の効果を高めるICTの活用を推進します。(ユニバーサルデザインの視点を取り入れたICTの活用の推進)

(3) 教育機会を確保するためのICTの活用

- ① 不登校や療養中など特別な支援が必要な児童生徒に対して、それぞれの学習ニーズに応じたきめ細かい教育を受ける機会の確保が必要です。
- ② 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒に対し、学校生活への適応を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒のニーズに合わせた教育支援が必要です。音読ソフトや日本語学習サイト・アプリ等、ICTを活用した支援を推進します。
- ③ 将来的に現行の学校規模を維持することが困難な人口減少地域が増加し、教育水準の維持向上が課題となることが予想されるため、小規模学校における学びの質の維持向上のためのICTの活用を検討します。
- ④ 災害時における授業を保障するため、インターネット等のメディアを利用して配信された教材を視聴するなどのICTの活用を検討します。

(4) 情報教育

- ① 児童生徒が発達段階に応じた情報活用能力を身に付けるため、体系的な情報教育を推進します。
- ② 情報社会やインターネットの特有の危険性の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのため、今後も変化を続けていく情報手段を的確に使うための判断力や心構えを児童生徒に身に付けさせます。
- ③ 児童生徒がインターネット等の情報手段を正しく利用し、自らトラブルを回避できる能力を身に付けるため、情報モラル教育を推進します。

(5) 将来を見据えた教育環境の変化に伴うICTの活用

① 学習指導要領の改訂

令和2年度の小学校から新しい学習指導要領が準備、全面的に実施される予定です。

文部科学省は、教科の枠を越えて学校教育の重点を「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要とされており、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要であるため、アクティブ・ラーニング等を取り入れた学習の充実を目指します。

② 児童生徒1人1台情報端末の活用

令和2年度に整備が予定されている児童生徒1人1台配備される予定の情報端末について、クラウドの活用も検討するとともに、将来的には、児童生徒自ら所有するICT機器を授業・学校生活・家庭学習などに活用する可能性について検討します。

### 第3章 教職員フォローアップ計画

#### 1 現状

PC教室の校内LANの整備や高速インターネットの接続率の向上により、教材研究・指導の準備・評価などについて、徐々に教職員のICTの活用指導力が向上しつつあります。

また、文部科学省が実施した、平成30年度学校における教育の情報化の実態調査（平成31年3月1日現在）によれば、北海道の学校における教職員のICT活用指導力の状況（「わりにできる」、「ややできる」の回答率）は、以下のとおりです。

| 調査項目                                 | 北海道   | 全国平均  | 全国順位 |
|--------------------------------------|-------|-------|------|
| 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力        | 87%   | 86.2% | 21位  |
| 授業にICTを活用して指導する能力                    | 75%   | 69.7% | 10位  |
| 児童生徒のICTを活用を指導する能力                   | 76%   | 70.2% | 8位   |
| 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力            | 84%   | 80.5% | 11位  |
| 平成30年度中にICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合 | 45.2% | 45.2% | 22位  |

#### 2 課題

北海道の教職員のICT活用指導力は、全ての項目で全国平均より高い結果となっていますが、ICTを全ての授業で使いこなせている状況ではないため、教職員の意識改革が必要と考えます。

また、日常的に活用できるICT環境の整備やICTを効果的に活用した授業実践例、指導案等の充実が求められており、ICTの整備と並行して、教職員のICT機器スキルの向上が課題となっております。

#### 3 方針

##### (1) 教職員研修（校外・校内）の充実

① 情報モラル教育やICTを活用した授業に関する研修（学校訪問、希望研修等）実施・充実させ、教職員のICT活用指導力の向上に努めます。

② 教職員のICTを活用した授業の段階的活用に応じた教職員研修を行うことにより、授業力の向上を図ります。

また、ICTの操作等が苦手な教職員に対しては、授業での手軽な活用例を紹介し実践することで授業改善を図ります。

③ ICT支援員の効果的な活用、校内研修カリキュラムや教材開発に取組み、校内研修の充実を図ります。

(2) 教職員のICT活用指導力の向上策

- ① 授業の中でICTを全ての場面で使いこなさなければならないなど、ICT活用を難しく考えている教職員や、これまでの授業スタイルにICT活用を取り入れるメリットを感じていない教職員に対して、手軽な活用方法や活用効果が実感できる研修内容を取り入れることで教職員の意識改革を行います。
- ② 教職員がICTを効果的に活用した授業を実践するために、ICTを活用した成果・実践例・指導案・教材（ソフト）等をデータベースで共有することなどを検討します。

日程第 7

議案第 2 号

令和 2 年度仁木町教育行政執行方針に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和 2 年度

# 仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

## 令和2年度仁木町教育行政執行方針

令和2年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和元年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、平成から令和へと時代は進み、グローバル化の一層の進展、I o TやA Iが新たな価値を生み出すS o c i e t y 5 . 0の到来など、新たな時代を迎えています。

また、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進み、労働力人口をいかに確保していくかが重要視されてきており、政府は対策として人材への投資を目的とした「人づくり革命」に乗り出し、教育や科学技術、スポーツや文化の振興に対して、多くの施策を打ち出してきております。

本町としても、こうした状況に対して主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く力を身に付け、「ふるさと仁木」に愛着を持ち、共に支えあいながら、理解し解決できる人材を育むことが重要と考えております。

令和2年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、「仁木町に生まれて良かった。育って良かった」と誰もが思える町にするため、第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が有機的に関わりながら取組の方向と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。

新しい学習指導要領は、小学校では本年度から、中学校では翌年度から全面実施されるところであり、その中では子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を身に付けるためには、各学校が、より良い学校教育を通して、より良い社会を創るという目標を社会と共有し、必要な資質や能力を、社会との連携・協働により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤とし、新しい学習指導要領における様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「確かな学力の育成」であります。

子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践の中において授業を見つめ直し、これからの時代に求められる資質や能力を育んでいくことが重要であります。

全国学力・学習状況調査の結果から、小学校では全般的に全国平均並でしたが、中学校では英語の読み取り、書き取りが苦手傾向にあるため、底上げが必要であると受け止めており、外国語指導助手（ALT）による指導や複数の教職員が連携して授業を行うTT指導など、きめ細かな指導の充実を図ってまいります。また、イベント等を通じた地域協働の充実、家庭学習の習慣化、学校内における連携を強化した組織づくりなど、学びを広げる取組を一層進めてまいります。

学校力向上支援員につきましては、これまで実施してきたTT指

導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など学力向上に対する方策のほか、不登校児童生徒の学校への早期復帰に対する支援、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行い、児童生徒の学力向上や適応指導、学校の指導力向上に成果を上げております。本年度におきましても、引き続き小学校と中学校に配置してまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間を系統的・継続的な教育を行うための有効な方法の一つとして、調査研究を進めておりましたが、昨年度から仁木町のこれからの学校の在り方を示した「仁木町学校教育基本方針」の策定を目的とした「仁木町立学校整備促進審議会」を設置し、審議会の開催やアンケート調査、意見交換会を実施してまいりました。本年度におきましては、審議会、住民説明会を開催するなど、「仁木町学校教育基本方針」の策定に向け、引き続き取り組んでまいります。

情報活用能力の育成につきましては、本年度からプログラミング教育が必修化されるなど、「情報活用能力」の育成が急務であります。昨年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、12月には「GIGAスクール構想」が文部科学省から示されたところです。本構想では、令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性

を育める学びの場の実現のため、全ての学校で早期に取り組むべき内容として「校内通信ネットワークの整備」、「児童生徒1人1台端末の整備」の2つの項目が示されております。本町におきましても、新たな時代に向けた学習環境から取り残されないよう、本年度中に全ての小中学校に無線LAN環境を整備するとともに、児童生徒1人1台環境に対応できる情報端末を整備いたします。

重点の2つ目は、「豊かな心と健やかな身体の育成」であります。

近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増加傾向となっていることから、中学校では昨年度から特別の教科となった「道徳」や体験学習、さらには読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。

「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るほか、学校教育と生涯学習を連携させ、本町の歴史や地域に触れる「ふるさと学習」を推進してまいります。

また、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育むため、小学校中学年で使用しております社会科副読本の全面改定に向け、取り組んでま

います。

このほか、これまで中学2年生を対象に宿泊研修時における演劇等鑑賞経費の一部助成を行ってまいりましたが、北海道四季劇場の閉館に伴い、本年度は岩内町が実施する劇団四季の公演事業までの交通手段としてバス借上費用を負担し、引き続き「豊かな心」の育成を図ってまいります。

情報モラル教育につきましては、ツイッターなどのSNSや動画投稿サイトなどにおける、不法行為やネットいじめなどのネットトラブルが北海道教育委員会から報告されていることから、これらの利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用し、指導、啓発を行ってまいります。

健やかな身体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであります。

文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、男子につきましては、小学校、中学校共にほとんどの種目で全国平均を上回っておりましたが、女子につきましては、一部の種目に課題が見受けられるため、学校及びスポーツ少年団等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

重点の3つ目は、「信頼される学校づくり」であります。

地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、保護者アンケートや学校評価を引き続き行い、保護者や地域住民に対し、学校だよりや授業参観を通じて、アンケート結果や学校の改善方法を説明する取組を進めてまいります。

また、学校職員人事評価により、教職員による主体的な資質向上やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底など、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図ってまいります。

近年問題視されている教職員の長時間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、平成29年度から長期休業期間中における閉校日や、定時退勤日を設定し、取組を進めているところでありますが、昨年度から各学校に校務支援システムを導入し、指導要録や通知表作成などの業務の効率化・省力化を図るとともに、出退勤時間の管理などを行っております。引き続き、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

重点の4つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。

近年増加している大規模な自然災害などを踏まえ、学校における各種災害対応マニュアルの見直し、防災訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機管理能力を育てる指導などの教育の充実に努めてまいります。

児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、仁木町通学路安全推進会議を必要に応じて開催し、通学路の安全確認を実施するほか、スクールバスの運行や「子ども110番協力の家」に対する理解を深める活動など、児童生徒を見守る体制や啓発活動を継続してまいります。

また、各学校とも建設後、四半世紀を経過していることから、文部科学省から示されているインフラ長寿命化に係る指針や仁木町公共施設等総合管理計画に基づき、校舎の大規模修繕を見据えた個別施設計画の策定について、仁木町立学校整備促進審議会での検討結果を踏まえ、取組を進めてまいります。

重点の5つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導と本町及び北後志管内を始め、北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に、献立の工夫や改善に努めているところでありますが、昨年の消

費増税に伴い流通経費などが高騰し、食材単価が上昇していることを受けまして、本年度から学校給食費を1.8パーセント程度値上げしてまいります。

今後におきましても栄養バランスに配慮し、児童生徒の思い出に残る学校給食の提供に努めてまいります。

なお、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通して、自主的に学び続け、心豊かで潤いのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指すことにあります。

本町の生涯学習におきましても、心の豊かさと生きがいを育むため、学校・家庭・地域及び関係機関・団体の連携と学習環境の充実を図り、各世代に応じた学習活動ができるよう、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「社会教育活動の推進」であります。

社会教育活動の推進につきましては、第8期仁木町社会教育中期計画に基づき、子どもたちの「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを醸成するため、仁木町陶芸愛好会やいけばな愛好会な

ど町内の社会教育関係団体並びに地域連携包括協定を締結しております株式会社もりもとや、その他民間企業に協力をいただき、年間通して開催する子ども体験塾を引き続き実施してまいります。

また、町民の国際感覚を高めるため、小中学校に配置している外国語指導助手を活用し、子ども向け英会話教室を引き続き開設するほか、やすらぎ大学においても英会話の時間を設けるなど、子どもから高齢者まで幅広く外国人との交流を深め、国際理解力の向上に努めてまいります。

仁木町民センター及び図書室等の文化施設につきましては、町民の「心やすらぐ空間」として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、図書室においては、町内の各読書団体と連携を図りながら、計画的な図書の購入や蔵書の整理による読書環境の整備を図るとともに、仁木町子どもの読書活動推進計画に基づいた子どもが本に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

重点の2つ目は、「芸術・文化の振興」であります。

文化活動は、生涯にわたり、充実した人生と、喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、豊かな感性や創造性を育むことができる重要な役割を担っています。

ゆとりと潤いを実感し、生涯を通して活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を引き続き行うとともに、社

会教育関係団体と連携を図り、文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。

また、令和2年に仁木みらい塾が設立20周年を迎えることから20周年事業の補助や運営委員会組織のサポートを行ってまいります。

このほか、町民の文化活動の振興を図るため、スポーツのみならず、文化系の全国・全道大会等の参加に要する一部助成を実施してまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の普及と振興」であります。

スポーツ活動は、心身の健全な発達を促すとともに、スポーツを通じて町民の交流を深め、地域におけるコミュニティの醸成にも大きな役割を担っております。

町民の皆さまがライフステージに応じたスポーツ活動を行い、体力向上、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成を図れるよう、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各体育団体等への活動支援による各種事業の充実など、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。

また、小さいうちからスキーを親しんでもらい、スキー人口の増加とスキー場の利用拡大を目的に、町内の小学1年生に対し、シーズンを通して仁木町民スキー場の無料解放事業を行ってまいります。

仁木町山村開発センター、仁木町営プール及び仁木町民スキー場等の体育施設につきましては、建設後四半世紀以上経過しており、施設の老朽化等も進んでいることから、個別施設計画策定や各施設の今後の在り方について検討するほか、指定管理者や管理人と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、より多くの皆さまに利用していただけるよう、引き続き適切な管理運営を行い、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めてまいります。

以上、令和2年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

日程第 8

議案第 3 号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 5 号）のうち、  
教育費に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 9

議案第 4 号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の  
指定に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第10

議案第5号

令和2年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る  
意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第12項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年2月19日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

日程第 11

議案第 6 号

仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 2 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第12

協議案第1号

当面する教育諸問題について

令和2年2月19日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

## 1 当面する教育諸問題

### (1) G I G Aスクール構想について

## 2 当面する行事日程について

### ★ 令和元年第3回仁木町教育委員会定例会

3月 日 ( ) : ~ 応接室

※平成31年・・・3月22日(金) 9:25~11:15

※平成30年・・・3月23日(月) 14:05~16:52

### ★ 後志町村教育委員会研修事業

2月19日(水) 14:00~ ニセコ町民センター

### ★ 仁木町教育三者合同送別会

3月20日(金・祝) : ~ 未定

※ 送迎します。場所・時間等は後日連絡します。

- 政策調整会議  
2月20日(木) 15:00～ 応接室
- 仁木小学校(低学年)参観日  
2月21日(金) 13:25～ 同校
- 総合計画策定庁内会議  
2月21日(金) 15:00～ 応接室
- 第21回仁木町ゆっくり歩こうスキー大会  
2月23日(日) 13:30～ 大江神社通り大鳥居前
- 令和元年度仁木町特別支援教育育成会「卒業と進級の集い」  
2月25日(火) 10:00～ 仁木中学校
- 全員協議会  
2月26日(水) : ~ 委員会室
- 後志管内町村教育委員会教育長会議  
2月27日(木) 10:00～ 後志教育研修センター
- 働き方改革についての教育局説明  
2月27日(木) 11:00～ 後志教育研修センター
- 議会運営委員会  
2月27日(木) 13:30～ 委員会室
- 银山小学校参観日  
2月28日(金) 13:35～ 同校
- 令和2年第1回仁木町学校給食運営委員会  
2月28日(金) 15:30～ 会議室2
- 令和2年第1回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会  
2月28日(金) 運営委員会終了後 会議室2

- 北海道余市紅志高等学校第10回卒業証書授与式  
3月 1日 (日) 10:00～ 同校
- 第3回仁木町文化財保護審議会  
3月 2日 (月) 10:00～ 応接室
- 令和元年度仁木町やすらぎ大学修了式  
3月 4日 (水) 9:20～ 町民センター・交流ホール
- 定例校長会  
3月 5日 (木) 9:30～ 会議室2
- 令和元年度仁木町女性のつどい  
3月 5日 (木) 13:20～ 交流ホール
- 令和2年第1回仁木町議会定例会  
3月 6日 (金)・9日 (月)・18日 (水) 議場
- フルーツ合唱団スプリングコンサート  
3月 7日 (土) 13:30～ 町民センター・多目的文化ホール
- 令和元年度各会計予算特別委員会  
3月10日 (火)～17日 (火) 委員会室
- 各小・中学校卒業式  
仁木中学校 3月13日 (金) 9:15～  
銀山中学校 3月14日 (土) 10:00～  
仁木小学校 3月19日 (木) 10:00～  
銀山小学校 3月20日 (祝・金) 9:30～
- 仁木みらい塾 第2回講座「ダンディー・フォー コンサート」  
3月15日 (日) 開演 14:30～ 多目的ホール

○ 後志教育局義務教育指導監学校経営指導訪問「要請訪問」

3月18日(水) 14:30～ 仁木中学校

3 その他

(1) 令和元年度小・中学校卒業証書授与式(教育長及び全委員出席)

仁木中学校 3月13日(金) 9:15～

銀山中学校 3月14日(土) 10:00～

仁木小学校 3月19日(木) 10:00～

銀山小学校 3月20日(祝・金) 9:30～

(2) 令和2年度小・中学校入学式

仁木小学校 4月6日(月) 10:00～

銀山小学校 4月6日(月) 10:00～

仁木中学校 4月7日(火) 10:00～

銀山中学校 4月7日(火) 10:00～

(3) 令和2年度転入教職員辞令交付式(予定)

4月2日(木) 14:00～ 町民センター・交流ホール

(4) 仁木町青少年問題協議会委員の推薦について

別紙のとおり

仁 木 町 教 育 委 員 会 委 員 様

仁木町教育委員会教育長 岩 井 秋 男

令和元年度仁木町立小・中学校卒業式の来賓者（町関係者分）について  
このことについて、下記のとおり報告しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

| 日 時                | 学 校 名 | 町    | 町 議 会 | 町 教 委  |
|--------------------|-------|------|-------|--|
| 3月19日(木)<br>10時00分 | 仁木小学校 | 佐藤町長 | 横関議長  | 告 辞～岩井教育長<br>記念品～加藤教育長代理<br>関井委員<br>関委員<br>渡委員<br>奈良次長 |
| 3月20日(金祝)<br>9時30分 | 银山小学校 | 佐藤町長 | 横関議長  | 告 辞～岩井教育長<br>記念品～加藤教育長代理<br>関井委員<br>関委員<br>渡委員<br>奈良次長 |
| 3月13日(金)<br>9時15分  | 仁木中学校 | 佐藤町長 | 横関議長  | 告 辞～岩井教育長<br>記念品～加藤教育長代理<br>関井委員<br>関委員<br>渡委員<br>奈良次長 |
| 3月14日(土)<br>10時00分 | 银山中学校 | 佐藤町長 | 横関議長  | 告 辞～岩井教育長<br>記念品～加藤教育長代理<br>関井委員<br>関委員<br>渡委員<br>奈良次長 |

(総務学校教育係)

未確定

仁 教 委 号  
令和2年 3月 x x 日

仁木町長 佐藤 聖一郎 様  
仁木町議会議長 横関 一雄 様  
仁木町教育委員会委員 様  
各小・中学校長 様

仁木町教育委員会教育長 岩井 秋男

令和2年度仁木町立小・中学校入学式の来賓者（町関係者分）について  
このことについて、下記のとおり報告しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

| 日 時               | 学 校 名 | 町    | 町 議 会 | 町 教 委                                  |
|-------------------|-------|------|-------|--|
| 4月6日(月)<br>10時00分 | 仁木小学校 | 佐藤町長 | 横関議長  | 告 辞～加藤教育長代理<br>関井委員<br>関委員<br>総務学校教育係長 |
| 4月6日(月)<br>10時00分 | 銀山小学校 | 林副町長 | 上村副議長 | 告 辞～岩井教育長<br>渡委員<br>教育委員会次長            |
| 4月7日(火)<br>10時00分 | 仁木中学校 | 佐藤町長 | 横関議長  | 告 辞～加藤教育長代理<br>関井委員<br>関委員<br>総務学校教育係長 |
| 4月7日(火)<br>10時00分 | 銀山中学校 | 林副町長 | 上村副議長 | 告 辞～岩井教育長<br>渡委員<br>教育委員会次長            |

(総務学校教育係)

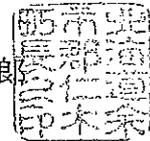
仁 総 号

令和2年1月31日

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋男 様

仁木町長 佐藤 聖一 郎



仁木町青少年問題協議会委員の推薦について（ご依頼）

厳寒の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から青少年の健全育成につきまして、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴職からご推薦いただきました仁木町青少年問題協議会委員 関井之生 委員が、令和元年12月31日をもって任期満了となっております。

つきましては、引き続き貴職から同協議会委員を推薦していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙承諾書を同封いたしますので、被推薦者による記名押印の上、2月26日（水）までに総務課総務係へ提出くださいますよう併せてお願いいたします。

記

- |   |        |                              |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 推薦依頼人数 | 1名                           |
| 2 | 任 期    | 自 令和2年 1月 1日<br>至 令和3年12月31日 |

（総 務 係）